

であった時に、送達があつたものとみなす。

4 第一項及び第二項の場合においては、裁判所書記官は、書面を作り、これに送達を受けるべき者の氏名、あて先及び発送の年月日時を記載して署名押印しなければならない。

(公告及び送達をする場合)

第十五條 この法律の規定によつて公告及び送達をしなければならない場合には、送達は、書類を通常の取扱による郵便に付してすることができる。

2 前項の場合には、公告は、一切の関係人に対する送達の効力を有する。

3 前條第四項の規定は、第一項の場合に準用する。

(送達に代る公告)

第十六條 この法律の規定によつて送達を受けるべき者の住所、居所その他送達すべき場所を知ることが困難である場合においては、裁判所は、公告をもつてその送達に代えることを命ずることができる。

(更生手続開始の登記の嘱託)

第十七條 更生手続開始の決定をしたときは、裁判所は、職権で連帯なく、嘱託書に決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記をし、管財人の氏名

2 前項の登記には、管財人の氏名又は商号、管財人を連任しないと

きは、その旨をも登記しなければならない。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生手続による郵便に付してする」とがができる。

第十八條 会社財産に属する権利で登記したものがあることを知ったときは、裁判所は、職権で連帯なく、嘱託書に更生手続開始決定書の謄本又は抄本を添附して更生手続開始の登記を登記所に嘱託しなければならない。

2 前項の規定は、更生計画の遂行又はこの法律の規定により更生手続終了前に会社又は新会社について登記すべき事項が生じた場合に準用する。

3 第一項の規定は、前項に掲げる事項に変更が生じた場合及び更生手続による郵便に付してする」とがができる。

4 前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

(否認の登記)

第二十一條 登記の原因である行為が否認されたときは、管財人、管財人がないときは会社、否認の登記をしなければならない。登記が否認されたときも、また同様である。

2 第十九條の規定は、前項の場合に準用する。

3 第十九條 第四條の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

4 第十九條 第二十二条の規定は、会社財産に属する権利で登記したものに準用する。

5 第十九條 第二十三条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

6 第十九條 第二十六条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

7 第十九條 第二十七条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

8 第十九條 第二十八条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

9 第十九條 第二十九条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

10 第十九條 第三十条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

11 第十九條 第三十二条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

12 第十九條 第三十三条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

13 第十九條 第三十四条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

14 第十九條 第三十五条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

15 第十九條 第三十六条の規定は、会社に属する権利で登記したものに準用する。

算開始の登記があるときは、職権で、その登記をまつ消しなければならない。

3 登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

4 前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

5 第二十一條 第二十二条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

6 第二十一條 第二十三条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

7 第二十一條 第二十四条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

8 第二十一條 第二十五条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

9 第二十一條 第二十六条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

10 第二十一條 第二十七条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

11 第二十一條 第二十八条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

12 第二十一條 第二十九条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

13 第二十一條 第三十条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

14 第二十一條 第三十二条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

15 第二十一條 第三十三条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

16 第二十一條 第三十四条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

17 第二十一條 第三十五条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

18 第二十一條 第三十六条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

19 第二十一條 第三十七条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

20 第二十一條 第三十八条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

21 第二十一條 第三十九条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

登記の嘱託とともにしなければならない。

3 第二十四條 前條第一項の規定により破産の宣告があつたときは、破産法第一編の適用については、更生手続開始決定、更生手続開始、更生手続開始決定、更生手続開始によつて効力を失つた整理若しくは特別清算の手続きにおけるその手続き開始の命令若しくは和議手続における和議開始の申立又は詐欺破産の罪にあたるべき会社の取締役若しくはこれに準ずべき者の行為なければならない。

4 第二十四條 第二十九條 第二十二条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第十一条(支拂停止等の擬制)及び第三十三条(和議債権者の否認権)の規定の適用について、和議が効力を失つた和議手続における和議開始の申立の時に和議開始の申立があつたものとみなすこととする。

5 第二十九條 第二十八条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第百八十一條若しくは第二百八十二条の規定による更生手続廃止又は更生手続開始申立棄却、第二百八十一條若しくは第二百八十二条の規定による更生手続が確定した場合における更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

6 第二十九條 第二十九条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

7 第二十九條 第三十条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

8 第二十九條 第三十二条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

9 第二十九條 第三十三条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

10 第二十九條 第三十四条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

11 第二十九條 第三十五条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

12 第二十九條 第三十六条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

13 第二十九條 第三十七条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

14 第二十九條 第三十八条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

15 第二十九條 第三十九条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

16 第二十九條 第四十条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

17 第二十九條 第四十二条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

18 第二十九條 第四十三条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

19 第二十九條 第四十四条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

20 第二十九條 第四十五条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

21 第二十九條 第四十六条の規定による申立に基き和議手続の開始があつた場合においては、和議法第二百八十二条の規定による更生手続不認可の決定の確定により更生手続が続行されたときは、共益債権は、財団債権とする。

3 第二十二條 第二項の規定は、第一項の場合に準用する。

4 第二十二條 第二十三条第一項に掲げる決定をした場合において、相当と認めるときは、その決定の確定前においても和議の申立をすることができる。

2 裁判所が前項の認可をしたときは、和議法(大正十一年法律第七十二号)に従つて和議手続をしなければならない。

3 登記所は、更生手続開始決定取消の登記をする場合において、前項の規定によつてまつ消した登記があるときは、職権で、その登記を回復しなければならない。

4 前二項の規定は、更生計画認可又はその取消の登記をする場合に、破産の登記について準用する。

5 第二十一條 第二十二条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

6 第二十一條 第二十三条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

7 第二十一條 第二十四条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

8 第二十一條 第二十五条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

9 第二十一條 第二十六条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

10 第二十一條 第二十七条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

11 第二十一條 第二十八条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

12 第二十一條 第二十九条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

13 第二十一條 第三十条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

14 第二十一條 第三十二条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

15 第二十一條 第三十三条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

16 第二十一條 第三十四条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

17 第二十一條 第三十五条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

18 第二十一條 第三十六条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

19 第二十一條 第三十七条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

20 第二十一條 第三十八条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

21 第二十一條 第三十九条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

22 第二十一條 第四十条の規定は、前項に掲げる事項に準用する。

第二章 更生手続の開始

(手続の開始)

第三十一条 事業の継続に著しい支障をきたすことなく弁済期にある債務を弁済することができないときは、会社は、裁判所に対し、更生手続開始の申立をすることができる。会社に破産の原因たる事実の生ずる虞があるときも、また同様である。

2 前項後段の場合においては、資本の十分の一に当る金額若しくは百万円以上の債権を有する債権者又は発行済株式の総数の十分の一以上に当る株式を有する株主も、また申立をすることができる。

(解散後の会社の申立)
第三十一條 清算若しくは特別清算中の会社又は破産宣告後の会社が更生手続開始の申立をするには、商法(明治三十一年法律第四十八号)第三百四十三條(定款変更の決議方法)に定める決議によらなければならぬ。

(申立書)
第三十二條 更正手続開始の申立は、書面でしなければならない。

2 中立書には、左の事項を記載し一申立人及び法定代理人の氏名及び住所

二 会社の商号、本店の所在場所、代表者の氏名並びに外国に本店があるときは、日本における主たる営業所の所在場所及び日本における代表者の氏名

三 申立の趣旨

四 更生手続開始の原因たる事実

六 会社の発行済株式の総数、資本の額及び資産、負債その他の財産の状況

本の額及び資産、負債その他の財産の状況

七 会社財産に関するものについて他の手続又は処分で申立人に知られているもの

八 更生計画に関するもの意見があるときは、その意見

3 申立書には、前項に掲げる事項の外、株主が申立をするときはその有する株式の数、債権者が申立をするときはその債権の額及び原因を記載しなければならない。(疎明)

第三十三條 更生手続開始の申立をするときは、更生手続開始の原因たる事実を疎明しなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政及び第百二十二条に掲げる請求権につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見を述べることができる。

3 前項に掲げる者は、裁判所に対するときは、更生手続開始の申立をしたる事実を疎明しなければならない。

2 債権者又は株主が前項の申立をするときは、その有する債権の額又は株式の数をも疎明しなければならない。

(費用の予納)
第三十四條 更生手続開始の申立をするときは、手続の費用として裁判所の定める金額を予納しなければならない。

2 前項の金額は、裁判所が事件の大小等を考慮して定める。会社以外の者が申立をしたときは、更生手続開始後の費用については、会社

3 費用の予納に関する決定に対しても、即時抗告をすることができる。手続開始の申立につき決定があらねばならない。

(監督行政庁への通知等)
第三十五条 更生手続開始の申立が

あつたときは、裁判所は、会社の業務を監督する行政、会社の本店(外国に本店があるときは、日本における主たる営業所。以下本条同じ。)の所在地を管轄する税務署の長並びにその本店所在の都道府県及び市町村又はこれに準ずべき公共団体の長にその旨を通知しなければならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政及び第百二十二条に掲げる請求権につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見を述べなければならない。

3 提出された物件の処分の中止を命ぜることができる。この場合においては、あらかじめ徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならぬ。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政及び第百二十二条に掲げる請求権につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見を述べなければならない。

3 前項の中止の決定は、更生手続開始の申立につき決定があつたときは、中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

2 前項に掲げる者は、裁判所に対するときは、更生手続開始の申立をしたる事実を疎明しなければならない。

3 前項の規定による担保物件の処分の中止期間中は、時効は、進行しない。

2 裁判所は、第一項及び第二項の規定による中止の決定を変更し、又は取り消すことができる。

3 前項の規定による裁判所は、決定する。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

手続又は会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものについてても、また同様である。

2 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認める

ときは、裁判所は、国税徴収法(明治三十一年法律第二十一号)による滞納処分、国税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提出された物件の処分の中止を命

ずることができる。この場合においては、あらかじめ徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならぬ。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政及び第百二十二条に掲げる請求権につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見を述べなければならない。

3 前項の規定による裁判所は、更生手続開始の申立につき決定があつたときは、中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

2 前項に掲げる者は、裁判所に対するときは、更生手続開始の申立をしたる事実を疎明しなければならない。

3 前項の規定による裁判所は、決定する。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 前項の規定による裁判所は、決定する。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

が債権者の一般の利益に適合するとき。

五 更生の見込がないとき。

六 租税債務の履行を回避し、その他租税債務の履行につき利息を受けることを主たる目的として申立をしたとき。

七 その他申立が誠実にされたものでないととき。

2 手続又は会社の財産関係の事件で行政庁に係属しているものについてても、また同様である。

2 更生手続開始の申立があつた場合において、必要があると認める

ときは、裁判所は、國税徴収法(明治三十一年法律第二十一号)による滞納処分、國税徴収の例による滞納処分又は租税債務担保のため提出された物件の処分の中止を命

ずることができる。この場合においては、あらかじめ徵收の権限を有する者の意見を聞かなければならぬ。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政及び第百二十二条に掲げる請求権につき徵收の権限を有する者に対し、会社の更生手続につき意見を述べなければならない。

3 前項の規定による裁判所は、更生手続開始の申立につき決定があつたときは、中止の決定の日から二月を経過したときは、その効力を失う。

2 前項に掲げる者は、裁判所に対するときは、更生手続開始の申立をしたる事実を疎明しなければならない。

3 前項の規定による裁判所は、決定する。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

2 裁判所は、前項の規定による処分を変更し、又は取り消すことができる。

3 前項の規定による裁判所は、決定する。この決定に対しても、即時抗告をすることができる。

で、第三十九條に定める処分の外、左の処分をすることができる。

一 発起人、取締役、監査役又は清算人に対する株金拂込請求権

又はその責任に基く損害賠償請求権

(異議の訴)

二 前号の株金拂込請求権又は損害賠償請求権につき発起人、取締役、監査役又は清算人の財産に対する保全処分

三 第一項の訴は、更生裁判所の管轄に専属し、口頭弁論は、同項の期間を経過した後でなければ開始する。

4 故個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(査定の効力)

第七十六條 前條第一項の期間内に訴の提起がないときは、査定は、始付を命ずる確定判決と同一の効力を有する。訴が却下されたときも、また同様である。

(時効の中断)

第七十七條 査定の申立ては、時効の中斷に関しては、裁判上の請求とみなす。職権による査定手続の開始も、また同様である。

(否認権)

第七十八條 左に掲げる行為は、更生手続開始後、会社財産のために否認することができる。

2 裁判所が職権で査定手続を開始する場合においては、その旨の決定をしなければならない。

(査定に関する裁判)

第七十九條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

(異議の訴)

第七十條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

(異議の訴)

第七十一條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

(異議の訴)

第七十二條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

(異議の訴)

第七十三條 前條第一項第一号の規定による処分に準用する。

(株金拂込請求権等の査定手続の開始)

第七十四條 前條第一項第一号の規定による処分に準用する。

(査定に関する裁判)

第七十五條 査定の裁判に不服がある者は、決定の送達を受けた日から一月の不変期間内に、異議の訴を提起することができる。

(異議の訴)

第七十六條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

(異議の訴)

第七十七條 査定の裁判及び査定の申立てを棄却する裁判は、理由を附した決定でしなければならない。

(異議の訴)

供與又は債務の消滅に関する行為。但し、これによつて利益を受けた者がその行為の当時支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に関する行為を知つていたときに限る。

三 会社が支拂の停止等があつた後又はその前三十日内にした担保の供與又は債務の消滅に関する行為であつて、会社の義務に属せず、又はその方法若しくは時期が会社の義務に属しないもの。但し、債権者においてその行為の当時会社が他の更生債権者等との平等を害することを知つてした事實を知らなかつたとき、支拂の停止等があつた後の場合は、なお、その事實をも知らなかつたときは、この限りでない。

四 会社が支拂の停止等があつた後又はその前六个月内にした無償行為及びこれと同視すべき有償行為

五 会社が第百二十一条第一項第五号及び第二百二十二条に掲げる請求権につき、その徴収の権限を有する者に対する行為

六 本登記又は仮登記があつた後

七 本登記をしたときは、

八 本登記又は仮登記があつた後

九 本登記をしたときは、

十 本登記をしたときは、

十一 本登記をしたときは、

十二 本登記をしたときは、

十三 本登記をしたときは、

十四 本登記をしたときは、

十五 本登記をしたときは、

十六 本登記をしたときは、

十七 本登記をしたときは、

十八 本登記をしたときは、

十九 本登記をしたときは、

二十 本登記をしたときは、

二十一 本登記をしたときは、

二十二 本登記をしたときは、

二十三 本登記をしたときは、

二十四 本登記をしたときは、

二十五 本登記をしたときは、

二十六 本登記をしたときは、

二十七 本登記をしたときは、

二十八 本登記をしたときは、

二十九 本登記をしたときは、

破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、これらの者に会社が支拂った金額を償還させることができる。

(権利変動の対抗要件の否認)

第八十條 支拂の停止又は破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知り、又は過失によつて知らなかつたときは、管財人、管財人がないときは会社は、これらの者に会社が支拂った金額を償還させることができる。

(否認の請求についての裁判)

第八十一條 否認の請求をするときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(異議の訴)

第八十二條 否認の請求を認容するときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

2 前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

3 第一項の訴は、否認の請求を認容するときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

4 故個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(否認権の行使の効果)

第八十三條 否認権の行使は、会社の財産を原状に復させる。

2 第七十八條第四号に掲げる行為が否認された場合において、相手方が行為の当時善意であつたときは、相手方が受けた現存する利益を償還すれば足りる。

(相手方の地位)

第八十四條 会社の行為が否認された場合において、その受けた反対給付が会社の財産中に現存するときは、相手方は、その返還を請求

(否認の請求原因の疎明)

第八十五條 否認の請求をするときは、決定に不服がある者は、その送達を受けた日から一月の不変期間内に異議の訴を提起することができる。

2 裁判所は、決定前相手方又は被得者を審尋しなければならない。

(否認の請求)

第八十六條 否認の請求を認容するときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

2 前項の訴は、更生裁判所の管轄に専属する。

3 第一項の訴は、否認の請求を認容するときは、その決定は、確定判決と同一の効力を有する。前條第一項の期間内に訴の提起がないとき及び訴が却下されたときも、また同様である。

4 故個の訴が同時に係属するときは、弁論及び裁判は、併合してしなければならない。

(否認権の行使)

第八十七條 否認権の行使は、会社

第八十八條 会社の行為が否認され

た場合において、その受けた反対

給付が会社の財産中に現存すると

ときは、相手方は、その返還を請求

方に更生手続の開始があつたときは、終了する。この場合においては、各当事者は、計算を閲覧し、残額の支拂を請求することができる。

- 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。
- (会社が他の者とともに全部義務を負う場合) 前項の規定による請求権は、相手方が有するときは、更生債権とする。

求債権を有する者が弁済をしたときは、その弁済の割合に応じて債権者の権利を取得する。

- 前項の規定は、担保を供した第三者が会社に対して将来行うことがある求債権について準用する。

(一部の保証の場合) 第百十一条 第百八條、第二百九條及び前條第一項、第二項の規定は、数人の保証人が各自債務の一部を負担すべき場合において、その負担部分について適用する。

(更生債権の弁済の禁止) 第百十二条 更生債権については、更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

(会社が保証債務を負う場合) 第百九條 保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができない。

(将来の求債権) 第百十条 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

(会社が保証債務を負う場合) 第百九條 保証人たる会社について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき更生債権者としてその権利を行うことができない。

(将来の求債権) 第百十条 数人が各自全部の履行をする義務を負う場合において、その全員又はそのうちの数人について更生手続が開始されたときは、債権者は、更生手続開始当時有する債権の全額につき各更生手続において更生債権者としてその権利を行うことができる。

第百四條 期限附債権が無利息である。あつてその期限が更生手続開始後に到来すべき場合には、更生手続開始の時から期限に至るまでの債権に対する法定利息を債権額から控除するものとする。
(定期金債権)
第百五條 前條の規定は、金額及び存続期間が確定している定期金債権に準用する。但し、その総額が法定利率によりその定期金に相当する利息を生ずべき元本額を「定期金債権」であるときには、その元本額による。
(不確定定期限債権)
第百六條 第百十四条の場合において期限が不確定であるときは、更生手続開始の時における評価額による。定期金債権の金額又は存続期間が不確定であるときも、また同様である。

(優先権の期間の計算)
第百二十條 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。
(優先権の期間の計算)
第百二十條 優先権が一定の期間内の債権額につき存在する場合には、その期間は、更生手続開始の時からさかのぼつて計算する。
2 前項の請求権は、他の更生債権に後れる。但し、国税徴収法又は國税徴収の例によつて徴収することができる請求権で、同項第六号に掲げるものの以外のものは、この限りでない。
3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができる。
(租税等の請求権)
第百二十二条 国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収するとの権利に影響を及ぼす定をすることができる。
4 前号に掲げるものの外、更生手続開始後の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

3 第一項第五号の請求権については、更生計画において減免その他権利に影響を及ぼす定をすることができる。
(租税等の請求権)
第百二十二条 国税徴収法又は国税徴収の例によつて徴収するとの権利に影響を及ぼす定をすることができる。
4 前号に掲げるものの外、更生手続開始後の原因に基いて生じた財産上の請求権で共益債権でないもの

5 更生手続開始前の罰金、料、刑事訴訟費用、追徴金及び過料
6 更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役に応じ、その他の債権について

6 更生手続開始前の租税のうち、これを免かれ、若しくは免かれようとして、不正の行為によりその還付を受け、又は徴収して納付若しくは納入すべきものを納付若しくは納入しなかつたことにより、更生手続開始後懲役に応じ、その他の債権について

2 前項但書の場合において同項の

第百七條 債権の目的が金錢でないとき、又は金錢ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは外國の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。

(金錢を目的としない債権等)
第百七十九條 債権の目的が金錢でないとき、又は金錢ではあるがその額が不確定であるとき、若しくは外國の通貨をもつて定めたものであるときは、更生手続開始の時ににおける評価額による。

(条件附債権及び将来の請求権)
第百八條 條件附債権は、更生手続開始の時における評価額によつて算定される。

2 制項の規定は、会社に対して行うことのある将来の請求権に準用する。

(源泉徴収所得税等)
第百十九條 更生債権のうち、源泉

役若しくは罰金に処せられ、又は国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)第十四條第一項(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号))において准用する場合を含む。(通告処分)の規定による通告の旨を履行した場合における、免かれ、免かれようとし、還付を受け、又は納付若しくは納入しなかつた額の租税で届出のないものである。

入すべき地方税で、更生手続開始後当時まだ納期限の到来していないものは、共益債権として請求することができる。更生手続開始前六月間の会社の使用者の給料並びに

税、物品税、砂糖消費税、揮発油税及び特別徴収義務者が徴収して納めた会社の使用者の預り金及び身元保証金の返還請求権も、また同様である。

第百八條から第百十二條までの規定は、更生担保権に準用する。

(更生担保権者の権利)

第百二十四條 更生担保権者は、その有する更生担保権をもつて更生手続に参加することができる。

2 更生担保権者の目的の価額(先順位の担保権があるときは、その担保権によつて担保された債権額を担保の目的の価額から控除した額。以下本條同じ)をとる部分については、更生債権者として更生手続に参加することができる。

は、別に届出をしなければならない。
3 更生債権について更生手続開始時刻に届出をしたときは、第一項に定める事項の外、裁判所、当事者、件名及び番号を届け出なければならない。

(更生担保権の届出)

第百二十六條 更生手続に参加しようととする更生担保権者は、裁判所の定めた届出期間内に、氏名、住所、各更生担保権の内容及び原因、担保権の目的及び価額、議決権並びに会社以外の者が債務者であるときは、その氏名及び住所に届け出、且つ、証拠書類又は権について准用する。

(届出名義の変更)

第百二十九條 届出をした更生債権又は更生担保権を取得した者は、届出期間が経過した後でも、届出名義の変更を受けることができることとする。

2 前項の届出名義の変更を受けようとする者は、氏名、住所、取得した権利並びにその取得の日時及び原因を裁判所に届け出、且つ、証拠書類又はその謄本若しくは抄本を提出しなければならない。

2 前條第三項の規定は、更生担保権について准用する。

(届出の追完等)

第百二十七條 更生債権者又は更生担保権者がその責に帰することのできない事由によって裁判所の定めた届出期間内に届出をすることができない場合においては、その事由のやんだ後一月内に限り、その届出の追完をすることができない。

(株主の権利)

第百二十九條 株主は、その有する株式をもつて更生手続に参加することができる。

2 株主は、その株式の数に応じて議決権を有する。

3 会社に破産の原因たる事実がある。この期間について、民事訴訟法第百五十九條第一項(期間の伸縮)の規定は、適用しない。

2 届出期間経過後に生じた更生債権(以下「劣後的債権」という。)及び更生担保権については、その届出の追完をすることができる。

3 前二項の届出は、更生計画案審理のための関係人集会が終った後は、することができない。

2 各債権のうち一般の優先権のある部分及び劣後の債権に係る部分

4 第一項及び前項の規定は、更生債権者又は更生担保権者が、その責に帰すことのできない事由によつて、届け出た事項について他の更生債権者又は更生担保権者の利益を害すべき変更を加える場合に準用する。

第百三十一條 裁判所は、相当と認められたときは、届出期間が経過した後さらに期間を定めて株式の追加届出をさせることができる。この届出をさせることができると認定されたときは、届出を公告し、且つ、管財人、審査人、会社及び知っている株主で届出をしていないものに同様の趣旨を記載した書面を送達しなければならない。

(権利届出の書類等の備置)

第百三十二条 更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(更生債権及び更生担保権調査の期日)

第百三十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第百三十二条に掲げる事項を調査する。

(関係人の出頭)

第百三十六条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならぬ。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百三十七条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百三十八条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百三十九条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十二条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十三条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十四条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十五条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十六条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十七条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十八条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

第百四十九条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(関係人の出頭)

(謄本の交付)

第百三十三条 裁判所書記官は、更生債権者表、更生担保権者表及び株主表の謄本を管理人、管財人がないときは審査人及び会社に交付しなければならない。

(代理人の代理権)

第百三十四条 更生債権、更生担保権及び株式の届出に関する書類、更生債権者表、更生担保権者表並びに株主表は、利害関係人の閲覧に供するため裁判所に備えて置かなければならない。

(代理人の代理権)

第百三十五条 更生債権及び更生担保権調査の期日においては、届出のあつた各更生債権及び更生担保権について、第百三十二条に掲げる事項を調査する。

(代理人の代理権)

第百三十六条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ。

(代理人の代理権)

第百三十七条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百三十八条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百三十九条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十二条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十三条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十四条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十五条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十六条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十七条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十八条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百四十九条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させことができ。

(代理人の代理権)

第百五十条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させなければならない。

(代理人の代理権)

第百五十二条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させなければならない。

(代理人の代理権)

第百五十三条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させなければならない。

(代理人の代理権)

第百五十四条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させなければならない。

(代理人の代理権)

第百五十五条 会社の代表者は、更生債権及び更生担保権調査の期日に出頭して意見を述べなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させなければならない。

(代理人の代理権)

会の期日及び会議の目的たる事項

得したとき。但し、その取得が法廷の原因に基くとき、債務者が支拂の停止若しくは破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始の申立てがあつたことを知つた時より前に生じた原因に基くとき、又は

破産宣告、和議開始、更生手続開始、整理開始若しくは特別清算開始のいずれの時よりも一年以上前に生じた原因に基くときは、この限りでない。

第五章 関係人集会

(期日の呼出)

第百六十五條 関係人集会の期日には、管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主並びに更生のために債務を負担し又は担保を供する者があるときは、その者を呼び出さなければならぬ。

2 前項の規定にかかるわらず、議決権を行使することができない更生債権者、更生担保権者及び株主は、呼び出さないことができる。但第一回の関係人集会については、第四十七條第二項の規定により送达を受けた者も、また同様である。

(期日の通知)

第百六十六條 関係人集会の期日は、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁及び証券取引委員会に通知しなければならない。

(裁判所の指揮)

第百六十七條 関係人集会は、裁判所が指揮する。

(期日及び目的の公告)

第百六十八條 裁判所は、関係人集

を公告しなければならない。訴訟において言渡があつたときは、遙達又は公告をする必要しない。

(期日の併合)

第百六十九條 裁判所は、相当と認めるときは、管財人、管財人がないときは審査人若しくは会社の申立てにより又は職権で、関係人集会並びに更生債権及び更生担保権調査の各期日を併合することができ

(議決権に対する異議)

第百七十條 管財人(管財人がないときは会社)は、但し、更生債権及び更生担保権の調査を行う審査人が届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主は、更生債権者、更生担保権者及び株主の議決権につき異議を述べることができる。但し、前章の調査手続において確定した更生債権及び更生担保権を有する更生債権者及び更生担保権については、この限りでない。

(議決権の行使)

第百七十一條 確定した更生債権及び更生担保権並びに異議のない議決権を有する更生債権者、更生担保権者及び株主は、その確定額又は届出の額若しくは數に応じて議決権行使することができます。

2 异議のある権利については、裁判所が議決権行使させるかどうか及びいかなる額又は数につき議決権行使させることを定める。

(議決権の行使)

3 裁判所は、利害關係人の申立て

より又は職権で、何時でも前項の規定による決定を変更することができる。

4 前二項の規定による決定は、その言渡があつたときは、遙達することを要しない。

(不當な議決権者の排除)

第百七十二条 裁判所は、権利取得の時期、対価その他の事情からみて、議決権を有する更生債権者、更生担保権者は株主が関係人集会の決議に關し賄うを受ける等不当な利益を得る目的でその権利を取得したものと認めるときは、これらの者にその議決権行使させないことができる。

2 裁判所は、前項の処分をする前に当該議決権者を審査しなければならない。

(議決権を行使することができない者)

第百七十三条 前二條の規定により議決権行使することができない者の外、左に掲げる者は、議決権を行使することができない。

2 更生計画によつてその権利に影響を受けない者

二 第百六十條の規定により計画から除外することができる者

3 会社は、前項の郵便物又は電報の開封を求め、且つ、会社財産に閑しないものの交付を求める

ことができる。

2 管財人は、その受け取った前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

(議決権の代理行使)

第百七十七条 裁判所は、会社の申立により又は職権で、管財人の意見を開き、前條第一項の嘱託を取り消し、又は変更することができ

2 更生手続が終了したときは、裁判所は、前條第一項の嘱託を取り消さなければならない。

(財産の価額の評定)

第百七十八条 管財人、管財人がないときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、裁判所書記官、執行吏

又は公証人の立会のもとに、会社に属する一切の財産の価額を評定しなければならない。管財人が評定する場合においては、遅滞の處

ある場合を除く外、会社の立会を求めなければならない。

(財産目録及び貸借照表の作成)

第百七十九條 管財人、管財人がな

第六章 更生手続開始後の手続

(会社の業務及び財産の管理)

第百七十五条 管財人は、就職の後直ちに会社の業務及び財産の管理に着手しなければならない。

(郵便物の管理)

第百七十六条 裁判所は、通信事務を取り扱う官署その他の者に對し、会社にあてた郵便物又は電報を管財人に配達すべき旨を嘱託することができる。

2 管財人は、その受け取った前項の郵便物又は電報を開いて見ることができる。

(管財人の調査報告)

第百八十条 管財人は、就職の後遅滞なく、左の事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

1 更生手続の開始に至つた事情

2 会社の業務及び財産に関する経過及び現状

3 第七十二条に定める処分を必要とする事情の有無

4 業務及び財産の管理を会社に回復させるのを適當とする事情

5 その他更生に關し必要な事項

(会社の報告)

第百八十二条 管財人がなく、且つ、第一百九十一條の規定による審査人の調査報告もない場合には、

会社は、遅滞なく、前條第一号から第三号まで及び第五号に掲げる事項並びに管財人又は審査人の選任を必要とする事情の有無を裁判所に報告しなければならない。

(更生債権者等の調査)

第百八十二条 管財人は、裁判所の定める期間内に、左に掲げる事項を調査して裁判所に報告しなければならない。

1 更生債権者の氏名及び住所、更生債権の内容及び原因、議決権の額並びに優先権のある債権又

いときは会社は、更生手続開始後遅滞なく、手続開始の時ににおける財産目録及び貸借照表を作らなければならぬ。

2 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

3 諸債権者及び諸債務者は、その債権の額並びに債務の額を裁判所に提出しなければならない。

4 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

5 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

6 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

7 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

8 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

9 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

10 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

11 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

12 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

13 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

14 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

15 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

16 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

17 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

18 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

19 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

20 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

21 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

22 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

23 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

24 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

25 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

26 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

27 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

28 前項の財産目録及び貸借照表を作成した者は、その謄本に署名押印し、これを裁判所に提出しなければならない。

るまでは、何時でも前項の許可を取り消すことができる。

3 第二百五十九條第三項の規定は、第一項の許可について準用する。

(更生計画案審理のための関係人集会)

第二百條 更生計画案の提出があつたときは、裁判所は、その計画案を審理するため、期日を定めて関係人集会を招集しなければならない。

(更生計画案の修正)

第二百四條 更生計画案の提出者は、計画案審理のための関係人集会の期日までに、裁判所の許可を得て計画案を修正することができ

ばならない。

(更生計画案の修正命令)

第二百五條 裁判所は、利害関係人の申立により又は職権で、更生計画案の提出者に対し計画案を修正すべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による裁判所の命令があつたときは、計画案の提出者は、裁判所の定める期間内に、計画案を修正しなければならない。

(関係人集会の再開)

2 第二百一條の規定によつては、裁判所の定められたとおり又は職権で、更生計画案を修正しなければならない。

(監督行政庁等の意見)

第二百一條 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

2 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画案については、裁判所は、その

(監督行政庁等の意見)

第二百一條 裁判所は、必要があると認めるときは、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁、証券取引委員会その他の行政機関に対し、更生計画案に対する意見の陳述を求めることができる。

(関係人集会における意見)

第二百六條 更生計画案審理のための関係人集会の期日後に前條の規定による修正があつたときは、裁判所は、その修正案を審理するため、さらに期日を定めて関係人集会を招集することができる。

2 第二百一條の規定は、前項の関係人集会に準用する。

(更生計画案の排除)

第二百七條 更生計画案が法律の規定に反するか、公正、公平なものでないか、又は遂行不可能なものであると認めるときは、裁判所は、計画案を関係人集会の審理又は決議に付さないことがある。

(更生計画案決議のための関係人集会)

3 会社の業務を監督する行政庁、法務総裁又は証券取引委員会は、何時でも裁判所に対し、計画案につき意見述べることができる。

(会社の労働組合等の意見)

第二百三條 裁判所は、更生計画案について、会社の使用者の過半数で組織する労働組合があるとき

は、その労働組合、会社の使用者の過半数で組織する労働組合がな

いときは、会社の使用者の過半数を代表する者の意見を開かなければならぬ。

2 前項の場合においては、裁判所は、あらかじめ、その計画案の写し、又はその要旨を管財人、審査人、会社、届出をした更生債権者、更生担保権者及び株主（議決権を行使することができない者を除く）、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者、会社の業務を監督する行政庁、法務総裁並びに証券取引委員会に送達しなければならない。

3 前項の送達については、第二百四十一條第一項及び第三項の規定を準用する。

(更生のために債務を負担する者等の出席)

第二百九條 更生のために債務を負担し、又は担保を供する者は、前條第一項の期日に出席して、その旨の陳述をしなければならない。但し、正当の事由があるときは、代理人を出頭させることができ

る。

(司決の要件)

第二百十二條 第二百八條第一項の規定によつては、更生債権者、更生担保権者及び株主は、第二百五十九條の規定により分類されれた組に分れて決議する。

(司決の時期)

第二百十三條 関係人集会において更生計画案を可決するには、更生債権者の組においては議決権を行使することができる更生債権者の組の議決権の総額の三分の二以上に当る議決権を有する者の同意、更生担保権者の組においては議決権を行使することができる更生担保権者の組の議決権の総額の四分の三以上に当る議決権を有する者（第二百九十九條に定める計画案を可決するに当る議決権を有する者）の同意、株主の組においては議決権を行使することができる全員（の同意）の同意、株主の組においては議決権を行使することができる株主の議決権の総数の過半数に当る議決権を有する者の同意を得なければならない。

(議決権の総額の四分の三以上に当る議決権を有する者)

第二百四條 関係人集会において更生計画案が可決されるに至らなければならぬ。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長すればならない。

3 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長すればならない。

(司決の要件)

第二百五條 更生計画案の可決は、第二百八條第一項の規定によつては、裁判所は、必要があると認めるとときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長すればならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長すればならない。

(司決の時期)

第二百五十五條 更生計画案の可決は、第二百八條第一項の規定によつては、裁判所は、必要があると認めるとときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長すればならない。

2 裁判所は、必要があると認めるときは、計画案提出者の申立てにより又は職権で、前項の期間を伸長すればならない。

(司決の要件)

第二百五十六條 左に掲げる請求権は、共益債権とする。

1 更生債権者、更生担保権者及び株主の共同の利益のためにする裁判上の費用

2 更生手続開始後の会社の事業の経営並びに財産の管理及び処分に関する費用

3 更生計画の遂行に関する費用。但し、更生手続終了後に生じたものを除く。

4 第二百九十三条及び第二百九十五条の規定により支拂うべき報酬、費用及び報償金

5 会社の業務及び財産に関する権限

する者、株主の組においては議決権を行使することができる株主の組の議決権の総数の三分の一以上に当る議決権を有する者、更生担保権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、統行期日を定めて言い渡さなければならない。

所は、管財人、審査人、会社若しくは議決権を行使することができる更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立てにより又は職権で、統行期日を定めて言い渡さなければならない。

に基いて更生手続開始後にした

行為によつて生じた請求権

六 事務管理又は不当利得により更生手続開始後会社に對して生じた請求権

七 第百三條第一項の規定により管財人又は会社が債務の履行をする場合において、相手方が有する請求権

八 会社のために支出すべきやむを得ない費用で、前各号に掲げるものの以外のもの

(共益債権の弁済)

第二百一十七條 共益債権は、更生手続によらないで、隨時弁済する。

2 共益債権は、更生債権及び更生担保権に先だつて、弁済する。

(会社財産不足の場合の弁済方法)

第二百一十八條 会社財産が共益債権の総額を弁済するのに足りないことが明かになつたときは、共益債権は、法令に定める優先権にかかわらず、まだ弁済しない債権額の割合に応じて弁済する。但し、共益債権について存する留置権、特別の先取特権、質権及び抵当権の効力を妨げない。

(更生計画の條項)

第二百一十九條 更生計画においては、全部又は一部の更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更する條項及び共益債権の弁済に関する條項を定めなければならぬ。

2 計画においては、営業若しくは財産の譲渡、出資若しくは貯貸、事業の経営の委任、定款の変更、取締役、代表取締役若しくは監査

役の変更、資本の減少、新株若しくは社債の発行、合併、解散又は新会社の設立に関する條項その他

更生のために必要な條項を定めることがある。

(更生債権者等の権利)

第二百二十條 更生債権者、更生担保権者又は株主の権利を変更するときは、変更されるべき権利を明示し、且つ、変更後の権利の内容を定めなければならない。

2 更生債権者、更生担保権者又は株主で、更生計画によつてその権利に影響を受けないもの又は第六十條の規定に基づき計画から除外されるものが、その者の権利を明示しなければならない。

(債務の期限)

第二百二十一條 更生計画によつて期限が五年以上にわたる債務が負担され、又は五年以上にわたつて債務の期限が猶予されるときは、その債務の弁済資金の調達方法を明示しなければならず、且つ、その期限は、担保があるときはその期間が五年以上にわたつて担保物の耐用期間、担保がないときは又は担保物の耐用期間が判定できないときは二十年をこえてはならない。

(債務の期限)

第二百二十二條 会社又は会社以外の者が更生のために担保を供するときは、担保を供する者を明示し、且つ、担保権の内容を定めなければならない。

2 会社以外の者が債務を引き受け、又は保証人となる等更生のために債務を負担するときは、その

者を明示し、且つ、その債務の内容を定めなければならない。

(未確定の更生債権等)

第二百二十三條 異議のある更生債権又は更生担保権で、その確定手続の落着しないものがあるときは、その権利確定の可能性を考慮し、これに対する適確な措置を定めなければならない。

(共益債権)

第二百二十四條 共益債権については、既に弁済したものと明示し、且つ、将来弁済すべきものについて合理的な定をしなければならない。

(取締役等の変更)

第二百二十八條 会社の取締役若しくは監査役を選任し、又は会社の代表取締役を選定するときは、選任若しくは選定されるべき者及び任期又は選任若しくは選定の方法及び任期を定めなければならない。

(取締役の選任)

第二百二十九條 会社の資本を減少するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

3 前二項の場合において、数人の代表取締役に共同して会社を代表させるときは、その旨を定めなければならない。

4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

3 前二項に定める場合を除き、会社が新株を発行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

4 第一項及び第二項に定める任期は、一年をこえることができない。

(定款の変更)

第二百二十七条 会社の定款を変更するときは、その変更の内容を定めなければならない。

2 会社が発行する株式の総数を増加するときは、増加すべき株式につけ、株主に對し新株の引受権を與え、制限し、又は排除する旨及び特定の第三者に對しこれを與えるときは、その旨を定めなければならない。

2 会社が更生債権者、更生担保権又は現物出資をさせて新株を發行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 会社が更生債権者、更生担保権又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を發行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 会社が更生債権者、更生担保権又は現物出資をさせて新株を發行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 会社が更生債権者、更生担保権又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を發行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

らに拂込又は現物出資をさせないで新株を發行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

2 会社が更生債権者、更生担保権又は株主に對し、あらたに拂込又は現物出資をさせて新株を發行するときは、左に掲げる事項を定めなければならない。

に組み入れない額

四 無額面株式の発行価額中資本

一 新株の額面無額面の別、種類

二 新株の割当に関する事項

三 新株の発行によつて増加すべく定めた額

四 新株の発行による額

五 新株の発行による額

六 新株の発行による額

七 新株の発行による額

八 新株の発行による額

九 新株の発行による額

一〇 新株の発行による額

一一 新株の発行による額

一二 新株の発行による額

一三 新株の発行による額

一四 新株の発行による額

一五 新株の発行による額

一六 新株の発行による額

一七 新株の発行による額

一八 新株の発行による額

一九 新株の発行による額

二〇 新株の発行による額

に掲げる者は、計画の認否につき意見を述べることができる。

3 計画認否の期日を定める決定は、言渡をしたときは、公告及び送達をすることを要しない。

(更生計画認可の要件)

第二百四十一條 裁判所は、左の要件を備えている場合に限り、更生計画認可の決定をすることができる。

一 更生手続又は計画が法律の規定に合致していること。

二 計画が公正、公平であり、且つ、遂行可能であること。

三 決議が誠実、公正な方法でされたこと。

四 合併を内容とする計画については、他の会社の株主総会の合併契約書承認の決議があつたこと。

五 行政庁の許可、認可、免許その他の処分を要する事項を定めた計画については、第二百二條第一項の規定による行政庁の意見と重要な点において反していないこと。

2 更生手続が法律の規定に違反している場合でも、その違反の程度、会社の現況その他一切の事情を考慮して計画を認可しないことが不適当と認めるときは、裁判所は、計画認可の決定をすることができない。

(不同意の組のある場合の認可)

第二百四十二条 更生計画案につき関係人集会において決定の額又は数以上の議決権を有する者の同意を得られなかつた組がある場合においても、裁判所は、計画案を変

更へ、その組の更生債権者、更生担保権者又は株主のために、左に掲げるいずれかの方法によつてその権利を保護する條項をの権利を保護する條項を定めて、計画案を作成することができる。

一 更生担保権者について、その権利の目的たる財産を、その権利を存続させたまま新会社に移転し、他に譲渡し、又は会社に留保すること。

二 更生担保権者についてはその権利の目的たる財産、更生債権者についてはその債権の弁済に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産、株主については残余財産の分配に充てられるべき会社の財産を、裁判所が定める公正な取引価額充てられるべき会社の財産については、過年財産の分配に充てられるべき会社の財産を、

裁判所が定める公正な取引価額(担保権の目的たる財産については、その権利による負担がないものとして評価するものとする)以上の価額で売却し、その売得金から売却の費用を控除した残金で弁済し、又はこれを分配し、若しくは供託すること。

三 裁判所の定めるその権利の公正な取引価額を権利者に支拂うこと。

四 その他前各号に準じて公正、公平に権利者を保護すること。

5 裁判所は、申立人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならぬ。

(更生計画認否の言渡等)

第二百四十三条 更生計画認否の決定は、言い渡し、且つ、その主意、理由の要旨及び計画又はその要旨を公告しなければならない。但し、送達をすることを要しない。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の決定があつた場合に準用する。

(更生計画の効力発生の時)

第二百四十四条 更生計画は、認可の決定の時から、効力を生ずる。

(抗告)

第二百四十五条 更生計画認否の決定に対しても、即時抗告をすることができる。但し、届出をしなかつた更生債権者は、この限りでない。

(抗告)

第二百四十六条 第二百九十九條及び第二百九十一條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者表等への記載)

第二百四十七条 更生計画認可の決定が確定したときは、裁判所は、計画の條項を更生債権者表、更生担保権者表及び株主表に記載しなければならない。

(更生計画の効力範囲)

第二百四十八条 更生計画は、会社、すべての更生債権者、更生担保権者及び株主、更生のために債務を負担し、又は担保を供する者並びに新会社(合併によつて設立される新会社を除く)のために、且つ、それらの者に対して効力を有する。

(権利の変更)

第二百五十條 更生計画認可の決定があつたときは、更生債権者、更生担保権者及び株主の権利は、計画の定に従い変更される。

必要があり、且つ、事實上の点に於いて確明があつたときは、申立てにより、抗告につき決定があるままで、保証をしてさせ、又は立てさせないで、計画の全部又は一部の遂行を停止し、その他必要な処分をすることができる。

4 前項の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について準用する。

(更生計画不認可の決定が確定した場合)

第二百四十九條 第二百九十九條及び第二百九十一條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者表等への記載)

第二百五十二条 第二百九十九條第四項(株券の引渡し)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

2 商法第二百八條(質権の効力及び第二百九條第四項(株券の引渡し))の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けるべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第二百五十三条 第二百五十二条の規定は、株主に対する権利は、確定した更生債権者は更生担保権を有する者に対するのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)

第二百五十四条 第二百五十二条の規定は、株主に対する権利は、株式の届出をしなかつた者に対するものとする。

(更生債権等の免責等)

第二百四十九條 第二百九十九條の決定があつたときは、計画の定又はこの法律の規定によつて認められた権利を除き、会社は、すべての更生債権及び更生担保権につきその責を免かれ、株主の権利及び会社の財産の上に存した担保権は、すべて消滅する。但し、第二百二十九條第一項第五号及び第六号に掲げる請求権については、この限りでない。

3 前項の申立てがあつたときは、裁判所は、申立て人及び同項に定める組の権利者一人以上の意見を聞かなければならぬ。

(更生計画認否の決定の言渡等)

第二百四十三条 第二百四十三条の規定は、第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二(特別抗告)の規定による抗告について準用する。

(更生計画不認可の決定が確定した場合)

第二百四十九條 第二百九十九條及び第二百九十一條の規定は、更生計画不認可の決定が確定した場合に準用する。

(更生債権者表等への記載)

第二百五十二条 第二百九十九條第四項(株券の引渡し)の規定は、株主が前項の規定による権利の変更により受けべき金銭その他の物、株式、債権その他の権利及び株券について準用する。

(更生債権者及び更生担保権者の権利)

第二百五十三条 第二百五十二条の規定は、株主に対する権利は、確定した更生債権者は更生担保権を有する者に対するのみ認められるものとする。

(届出をしない株主の権利)

第二百五十四条 第二百五十二条の規定は、株主に対する権利は、株式の届出をしなかつた者に対するものとする。

款、創立総会の議事録、代表取締役に関する取締役会の議事録、合併の相手方たる他の会社の選任し設立委員の資格を証する書面及び非訟事件手続法第百九十三條ノ三第二項（合併による社債承継に関する登記の規定の準用）において準用する同法第百九十三條ノ二第二項に掲げた書面を添附しなければならない。

（新会社の設立に関する商法等の規定の特例）

第二百六十七條 第二百三十四條の規定により更生計画において更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込又は現物出資をさせないで株式を引き受けさせることによつて新会社を設立することを定めたときは、新会社は、定款を作成し、更生裁判所の認証を得た後設立の登記をした時に成立する。

2 前項の場合においては、新会社成立の時において、計画の定により新会社に移転すべき会社の財産又は、新会社に移転し、新会社の株式又は社債の割当を受けた更生債権者、更生担保権者又は株主は、株主又は社債権者となる。

3 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前二項の場合に準用する。

4 第一項の場合においては、新会社の設立の登記の嘱託書には、計画認可の決定書の謄本又は抄本の外、定款並びに計画において取締役若しくは監督役の選任又は代表

取締役の選定の方法を定めたときは、その選任又は選定に関する書類及び名義書換代理人又は登録機関を置いたときは、これを証する書面を添附しなければならない。

第二百六十八條 前條に定める場合を除き、第二百三十四條の規定により更生計画において合併によつて新会社を設立することを定めたときは、計画の定によつて新会社を設立することができる。

2 前項の場合においては、商法第百六十五條（発起人の員数）、第二百六十七條（定款の認証）、第二百六十八條ノ二（設立に際しての株式発行事項の決定）、第二百六十九條（発起人の株式引受）、第二百七十條（発起設立における拂込及び役員の選任）、第二百七十三條（検査役の調査及び裁判所の処分）、第二百七十五條（第二項第九号（発起人の株式引受に関する株式申込証の記載）、第二百八十一條（検査役の調査）、第二百八十三條（創立総会における取締役及び監査役の選任）、第二百八十四條第二項、第三項（設立手続の調查及び報告）、第二百八十五條（変態設立事項の変更）、第二百八十六條（発起人に対する損害賠償の請求）、第二百九十二条（発起人の株式引受及び拂込担保責任）、第二百九十三条（発起人の損害賠償責任）、第二百九十五条（取締役等の連帯責任）、第二百九十六條（発起人に対する責任の免除、株主の代表訴訟）、第二百九十八条（擬似発起人の責任）及び第四百二十八條（設立無効の訴訟）の規定は、適用しない。

3 第一項の場合においては、新会社の設立登記の嘱託書又は申請書には前條第四項に掲げる書類の

は、更生裁判所の認証を受けるものとし、商法第百七十八條に定めた事件は、更生裁判所の管轄となり、創立総会においては計画の趣旨に反して定款を変更することができず、同法第百九十四條（会社不成立の場合の発起人の責任）に定める発起人の責任は、会社において負うものとする。

4 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせないで株式を引き受けさせ、又はあらたに拂込をさせないで社債を引き受けさせると、これらの権利者は、新会社成立の時に株主又は社債権者となる。

5 第一項の場合において、更生債権者、更生担保権者又は株主に対し、あらたに拂込若しくは現物出資をさせて株式を引き受けさせるときは、これらの者に対し発行すべき株式のうち引受のない株式については、商法第二百六十六條第二項の規定に反しない限り、さらに株主を募集せず、その株式数を新会社の設立に際して発行する株式の総数から控除することができるのである。

6 第二百六十條第一項、第二項、第四項、第二百六十二條第三項、第二百六十三條第四項から第六項まで、第二百六十四條第三項から第五項まで及び第二百六十五條の規定は、前五項の場合に準用する。

7 第一項の場合においては、新会

外、株式の申込及び引受を証する書面、取締役及び監査役の調査報告書及びその附属書類、創立総会の議事録並びに拂込を取り扱った銀行又は信託会社の拂込金の保管に関する証明書を添附しなければならない。

（解散に関する商法等の規定の特例）

第二百六十九條 第二百三十五條の規定により更生計画において会社が合併によらないで解散することを定めたときは、会社は、計画に定める時期に解散する。

2 前項の場合においては、解散の登記の申請書には計画認可の決定書の謄本又は抄本を添附しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができる。この場合においては、前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

4 会社又は新会社が第一項の公告をしても同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかるべき株式を取得することができない。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

5 前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかるべき株式を取得することができない。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

6 第二項、第二百六十四條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條

第三項及び第二百六十八條第六項において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券の（株式等の引受権の譲渡）交付を請求すべき旨及び株主又は社債権者となつた後三年内にこれを請求しないときは、その権利を失うべき旨を公告し、且つ、知れ

たる権利者には各別にその旨を通知しなければならない。

2 株主又は社債権者であつた者が前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

3 従前の株券又は債券は、公示催告の手続によつて、無効とすることができる。この場合においては、前項の請求をするには、従前の株券又は債券を会社又は新会社に提出しなければならない。

4 会社又は新会社が第一項の公告をしても同項の期間内に株券又は債券の交付を請求しないときは、同項に定める株主又は社債権者は、その権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかるべき株式を取得することができない。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

5 前項の規定により株主がその権利を失つたときは、会社又は新会社は、商法第二百十條（自己株式の取得の禁止）の規定にかかるべき株式を取得することができない。この場合においては、会社又は新会社は、相当の時期にその株式を処分しなければならない。

6 第二項、第二百六十四條第一項、第二百六十六條第二項、第六項、第二百六十七條第二項又は第二百六十八條第四項の規定により、あらたに会社又は新会社の株主又は社債権者となつたときは、第二百六十二條第三項（第二百六十七條

第三項及び第二百六十八條第六項において準用する場合を含む。）又は商法第四百十六條第三項の規定により株券の提出のあつた場合を除き、会社又は新会社は、遅滞なくその者に対し、株券又は債券を交付することができる。

7 第二項の場合においては、新会

るときは、これを他に譲渡する」

とがである。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例)

第二百七十三条 更生債権者、更生担保権者又は株主が更生計画の定

によつて会社又は新会社の株式を

取得する場合には、その取得は、

私的独占の禁止及び公正取引の確

保に関する法律(昭和二十二年法

律第五十四号)第十一條(金融会

社の株式保有の制限)の規定の適

用については、これを代物弁済に

よる取得とみなす。

(証券取引法の特例)

第二百七十四条 更生計画の定によつて更生債権者、更生担保権者又は株主に対して会社又は新会社の募集又は発行する場合には、

証券取引法(昭和二十三年法律第

二十五号)第四條第一項(有価証券

の募集又は発行に関する届出)の規

定は、適用しない。

(財团に関する処分の制限の特例)

第二百七十五条 更生計画の定によつて、会社の財産を処分する場合

には、工場財團その他の財團又は財團に属する財産の処分の制限に

関する法令の規定は、適用しない。

(許可、認可等に基く権利の承継)

第二百七十六条 更生計画において

会社が行政庁から得てした許可、認可、免許その他の処分に基く権

利義務を新会社に移転することを定めたときは、新会社は、他の法

令の規定にかかわらず、その権利

義務を承継する。

(法人税法等の特例)

新会社が会社の租税債務を承継す

ることを定めたときは、新会社

は、その租税を納める義務を負

る。

2 更生手続開始の決定があつたと

きは、会社の事業年度は、その開

始の時に終了し、これに続く事業

年度は、計画認可の時又は更生手

続終了の日に終了するものとす

る。但し、法人税法(昭和二十二

年法律第二十八号)第七條第三項

(事業年度の期間が一年をこえる

場合)の規定の適用を妨げない。

3 更生手続による会社の財産の評

価換及び債務の消滅による益金

で、更生手続開始の時までの各事

業年度の法人税額(利子税額を除

く)と更生手続開始前から繰りこ

された損金(法人税法第九條第五

項(青色申告書を提出した場合の

緑越損金の損金への算入)の規定

の適用を受ける損金を除く)の額

との合計額から更生手続開始の時

における法人税法第十六條第一項

(積立金額に定める積立金額と法

人税(利子税額及び延滞加算税額

を除く)の引当金との合計額を控

除した金額に達するまでの金額

は、当該財産の評価換又は債務の

(中間申告)及び地方税法第三十六

条(法人税及び附加価値税)

の規定によつて算入しな

い。

4 更生手続開始の時に統く会社の

取締役、代表取締役、監査役

又は使用人であつた者で、引き続

き新会社の取締役、代表取締役、監査役又は使用人となつたもの

は、会社から退職したことを理由

條(法人の附加価値税の概算納付又は概算申告納付)の規定は、適用しない。

5 第十七條第一項、第二項、第三項前段、第十八條第一項、第十九條、第二十條第二項から第四項まで及び第二十一條(第二十二条に

おいてこれらの規定を適用する場合を含む)の規定による登記につ

いては、登録税を課さない。

6 計画において合併によらないで新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者又は株主に對しあらたに新会社を設立することを定めた場合においては、更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立がある場合には、更生手続による規定を適用する。但し、計画の変更によつて不利な影響を受けない権利者は、手続に参加させることを要せず、また、從前計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集会に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

(更生手続の終結)

第二百八十条 更生計画が遂行され

たとき、又は計画が遂行されるこ

とが確實であると認めるに至つた

ときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理

委員の申立により又は職権で、更

として退職手当の支給を受けること

とができない。

2 前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社

における在職期間とみなす。

2 第三百五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に適用する。

(更生計画の変更)

第二百七十九條 更生計画認可の決定があつた後やむを得ない事由で計画に定める事項を変更する必要が生じたときは、更生手続終了前に限り、裁判所は、管財人、審査人、整理委員、会社又は届出をして、更生債権者、更生担保権者若しくは株主の申立により、計画を変更することができる。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の変更の申立がある場合には、更生手続による規定を適用する。但し、計画の変更によつて不利な影響を受けない権利者は、手続に参加させることを要せず、また、從前計画に同意した者で変更計画案について決議をするための関係人集会に出席しないものは、変更計画案に同意したものとみなす。

3 第二百四十四條及び第二百四十五條の規定は、計画変更の決定があつた場合に準用する。

(申立による廃止)

第二百八十二条 会社が届出期間内に届出をしたすべての更生債権者及び更生担保権者に対する債務を完済できることが明かになつたときは、裁判所は、管財人、会社又は届出をした更生債権者若しくは更生担保権者の申立により更生手

続廃止の決定をしなければならぬ。

2 申立人は、前項に定める更生手

続廃止の原因たる事實を説明しなければならない。

2 第二百八十三条 前項の申立があつ

生手続終結の決定をし、且つ、その主文及び理由の要旨を公告しなければならない。但し、遅延を子ることを要しない。

2 第三百五條第一項の規定は、前項の決定があつた場合に適用する。

(職権による廃止)

第二百八十二条 左の場合においては、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 前項に定める者の更生手続開始後の会社における在職期間は、退職手当の計算については、新会社

における在職期間とみなす。

(第九章 更生手続の廃止)

第二百八十二条 左の場合においては、裁判所は、職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

2 前項の規定により更生債権者、更生担保権者又は株主に不利な影響を及ぼすものと認められる計画の提出がないか、又はその期間内に提出されたすべての計画案が関係人集会の審理若しくは廃止の決定をしなければならない。

たときは、裁判所は、会社並びに届出をした更生債権者及び更生担保権者に対し、その旨及び意見があれば裁判所に申し出るべき旨の通知を発し、且つ、利害関係人の閲覧に供するため、その申立に関する書類を備えて置かなければならぬ。

第二百八十四條 裁判所は、前條の通知発送後一月以上を経過した後でなければ更生手続廃止の決定をすることができない。

(更生計画認可後の廃止)

第二百八十五條 更生計画認可の決定があつた後計画遂行の見込がないことが明かになつたときは、裁判所は、管財人、管財人がないときは会社若しくは整理委員の申立てにより又は職権で、更生手続廃止の決定をしなければならない。

第二百八十六條 裁判所は、前條の決定をする前に、期日を開いて利害関係人の意見を開かなければならぬ。

2 前項の期日を定める決定は、公告し、且つ、確定した更生債権又は更生担保権に基き更生計画の定めによつて認められた権利を有する者のうち知れているものに対し、送達しなければならない。

第二百八十七條 第二百八十五條の規定による更生手続の廃止は、更生計画の遂行及びこの法律の規定によつて生じた効力に影響を及ぼさない。

(廃止決定の公告)

第二百八十八條 裁判所は、更生手続廃止の決定をしたときは、その主文及び理由の要旨を公告しなけ

ればならない。但し、送達をすることが不要ない。

(抗告)

第二百八十九條 第二百四十五條第一項及び第二項の規定は、更生手続廃止の決定に対する抗告及び第八條において準用する民事訴訟法第四百十九條ノ二の規定による抗告について準用する。

2 第三十五条第一項の規定は、更生手続廃止の決定が確定した場合に準用する。

(共益債権の弁済)

第二百九十条 更生手続廃止の決定が確定したときは、第二十三條第一項又は第二十七條の規定により破産の宣告又は和議申立の認可をすべき場合を除き、管財人、管財人がないときは会社又は整理委員は、共益債権を弁済し異議のあるものについては、その債権者のために供託をしなければならない。

(更生債権者表等の記載の効力)

第二百九十一條 第二百八十一條又は第二百八十二条の規定による更生手続廃止の決定が確定したときは、確定した更生債権又は更生担保権者は、その資格を得た後、裁判所の許可を得ないで会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡したときは、これらの者は、費用及び報酬の支拂を受けることができない。

(代理委員等の報償金等)

第二百九十五条 更生債権者、更生担保権者、株主若しくは代理委員又はその代理人が更生に貢献したときは、裁判所は、これらの者に對し、確定判決と同一の効力を有する。但し、管財人又は更生債権者及び更生担保権者の調査を行なう審査がある場合においては、会社が更生債権及び更生担保権調査の期間においてその権利に對して異議を述べなかつた場合に限る。

2 更生債権者又は更生担保権者は、更生手続終了の後、会社に對

し、更生債権者表又は更生担保権者表に基いて強制執行をすることができる。

(管財人等の報酬等)

第二百九十三条 調査委員、管財人、審査人及び整理委員は、費用の前拂及び裁判所が定める報酬を受けることができる。管財人又は会社が選任した法律顧問及び管財人代理も、また同様である。

(管財人等の報酬等)

第二百九十七条 第二百九十三条及び第二百九十五条の規定による決定に対しても、即時抗告をすることができる。

(第十一章 罰則)

2 前項の規定は、刑法に正條が適用する場合には、適用しない。

(欺詐更生罪)

第二百九十八条 会社の取締役若し

くはこれに準ずべき者又は支配人

が更生手続開始の前後を問はず、

自己若しくは他人の利益を囁り、又は債権者、会社の財産の上に特

別の先取特権、質権、抵当権若し

くは商法による留置権を有する者

(以下本條中担保権者)といふ。

若しくは株主を害する目的で、左

に掲げる行為をし、会社について

更生手続開始の決定が確定したとき、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 会社の財産を隠匿し、き棄

し、又は債権者、担保権者若し

くは株主の不利益に処分するこ

と。

二 会社の負担を虚偽に増加するこ

と。

(第三者的許諾更生罪)

第二百九十九條 前條に規定する者たる又は自己若しくは他人を利用することの目的で更生債権者、更生担保権者若しくは株主として虚偽の権利を行つた者は、会社について更生手続開始の決定が確定したときは、十年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(第二者的許諾更生罪)

2 前項の規定は、刑法に正條が適用する場合には、適用しない。

(收賄罪)

2 前項の規定は、刑法に正條が適用する場合には、適用しない。

(第三者的收賄罪)

第二百九十七条 第三百條 調査委員、管財人、審査人、整理委員、法律顧問又は管財人代理がその職務に關し賄ひを收受し、又はこれを要求し若しくは約束したときは、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に處する。更生債権者、更生担保権者、株主、代理委員又はこれら者の代理人、役員若しくは職員が関係人集会の決議に關し賄ひを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときも、また同様である。

2 管財人が法人であるときは、管

財人の職務に從事するその役員又

は職員がその職務に關し賄ひを收受し、又はこれを要求し、若しくは約束したときは、三年以下の懲

役又は二十万円以下の罰金に處す

後会社若しくは新会社に対する債権又はその株式を譲り受け、又は譲り渡して利益を得た事実がある。

(第三者的收賄罪)

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、適用しない。

(第二者的收賄罪)

2 前項の規定は、刑法に正條が適用する場合には、適用しない。

現況を知るに足りる記載をせず、若しくは不正の記載をして、又はこれを隠匿し、若しくはき

(第二者的收賄罪)

2 前項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條がある場合には、適用しない。

(第二者的收賄罪)

2 前項の規定は、刑法に正條が適用する場合には、適用しない。

(第二者的收賄罪)

る。管財人が法人である場合において、その役員又は職員が管財人の職務に関し管財人に賄ふを收受させ、その供與を要求若しくは約束したときも、また同様である。

3 犯人又は法人たる管財人の收受した賄ふは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。(賄賂罪)

第三百一條 前條第一項若しくは第二項に規定する賄ふを供與し、又はその申込若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(報告及び検査拒絶の罪)

第三百二條 第四十一條第二項に掲げる者が同條(第一百一條、第二百九十二條第一項及び第二百五十五條)において準用する場合を含む。の規定による報告若しくは検査を拒み、又は虚偽の報告をしたときは、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

(過料に処すべき場合)

第三百三條 更生手続の開始された会社又は新会社の取締役若しくは左の場合においては、三十万円以下の過料に処する。

一 第百七十九條又は第二百八十三條の規定によつて提出すべき財産目録及び貸借対照表の謄本を提出せず、又は虚偽の財産目録若しくは貸借対照表の謄本を提出したとき。

二 第百八十一條、第二百八十二條第一項又は第二百八十三條の規定

によつてすべき報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

三 第二百五十六條第一項又は第二項の規定による裁判所の命令に違反したとき。

四 第二百七十條第五項の規定に違反して株式の処分をすることを怠つたとき。

2 更生債権者、更生担保権者、株主及び更生のために債務を負担し、又は担保を供する者が前項第

三号に掲げる行為をしたとき、また同項と同様である。

附 則 この法律は、昭和二十七年一月一日から施行する。

○高木政府委員 大だいま議題になりました会社更生法案につきまして、提案の理由を説明いたします。

会社、特に株式会社が近代の企業形態の代表的なものであり、現在の経済社会においていかに大きな役割を果していけるかということは、いまさら申し上げるまでもないところであります。

ところが、この会社が一たびその事業に破綻を来たした場合にはどうなるかと考えますと、終局的には、申すまでもなく破産ということになります。破産をいたしますと、その財産を換算して債権者に分配することになりますから、通常その企業は解体され、関係当事者はもとより、社会的にも大きな損害をこうむることになります。それでは破産をさせずに事業を更生させるためには現行法上どういう方法があるかと申しますと、まず第一に、破産

の制度はいわゆる強制和議の性質を有するのであります。そこで窮状にある会社、ことに株式会社についてその事業の維持、更生をはかるため、何かに適合した強力な制度が必要であるということが、かねてから痛感されましたのであります。そこで窮状にある会社、ことに株式会社についてその事業の維持、更生をはかるため、何かに適合した強力な制度が必要であるといふことですが、かねてから痛感され

ておつたのであります。英、米等においては、その運用の実績において著しい成果を收めている模様であります。政府は一昨年八月以来この研究に着手し、法廷審議会に諮問して調査審議を重ねて参つたのであります。このほどようやく成案を得るに至りましたので、ここにこの法案を提出いたしましたのであります。

この法案の目的とするところは、経済的に窮境にあるが、なお再建の見込みのある株式会社について、その会社新会社の設立等と債務の整理とを結合させていることであります。すなわち、新会社更生の方法として單に債務の減免等によつて整理をするだけでなく、新株を発行し、または新会社を設立し、あるいは新会社を設立する等の方

法のもとに更生手続を開始し、更生計画を作成して会社の資本構成を変更し、あるいは新会社を設立する等の方法によつて債権者、株主等の利害を適当に調整しつつ会社の債務を整理し、

この制度はいわゆる強制和議の性質をもつて会社の事業の維持更生をはかる

有し、強力な制度ではありますがあつても画一的、包括的な制度であり、何

たり株式会社に限ったのであります。次に説明の便宜のためこの法案

の特徴とも申すべき点を中心として簡単に説明いたしますと、大体次の通りであります。

第一点は、手続開始の原因を広く認めていることであります。すなわち早期に更生をはかることができるようになります。そこで窮状にあつて、整理の成立を強制しない点が特徴であります。それだけにまた弱力であります。

第二点は、手続開始の原因を広く認めていることであります。すなわち早期内に更生をはかることができるようになります。そこで窮状にあつて、整理の成立を強制しない点が特徴であります。

第三点は、手続に参加させることであります。すなわち、会社の資本構成の変更等と債務の整理とを結合させる結果、計画が株主の権利に影響を及ぼすことが多いので、株主をも個人に手続に参加させることであります。

第四点は、債権者、担保権者及び株主の有するそれべの権利の性質に従事するため、会社に破産の原因たる事実の生ずるおそれがある場合のほか、会社がその事業の維持に著しい支障を来すことにしていることであります。

第五点は、株主を手続に参加させることであります。すなわち、会社の資本構成の変更等と債務の整理とを結合

したことあります。すなわち、会社の資本構成の変更等と債務の整理とを結合させることであります。すなわち、会社の法律関係を明確にし、なお更生を容易ならしめるため、債権の届出を

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

破産法及び和議法の一部を改正する法律案

しない者は、その権利を失い、また更生計画の認可決定があつたときは、計画によつて認められた権利及びこの法律で定められた権利を除いて、会社はすべての債務から免責されるものとしていることがあります。

第九点は、更生計画の遂行の確保をはかつてることであります。すなわち、更生計画の確實迅速な実行をはかるため、計画はできる限り手続体系中に遂行し、新会社設立の場合は管財人があれば、管財人が発起人の職務をも行うことにしておることであります。

第十点は、裁判所の裁量権を広く認めており、裁判所に広い裁量権を認めていることとされています。すなわちこの手続は、営業継続中の会社を対象としており、また関係人の利害が錯雜しているので、迅速公平な処置ができるよう、裁判所に広い裁量権を認めていることとあります。

第十一点は、監督行政庁、証券取引委員会その他の行政の関與を求めることが適合したものでなければならないの関與を要請していることとあります。すなわち更生計画は経済界の実情によってこの法案の大略の説明を終り、会社の監督行政庁、証券取引委員会その他の行政の関與を求めることがあります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○安部委員長 次に破産法及び和議法の一部を改正する法律案を議題といたします。政府側より提案理由の説明を聽取いたします。政府委員高木松吉君。

其ノ債権額ト破産宣告ノ時ニ
定スル定期金債権ナル場合ニ
於ケル評価額トノ差額ニ相当
スル部分

定期金債権額及存続期間ノ確
定スル定期金債権ナル場合ニ
於テハ各定期金ニ付第五号ノ
規定ニ準ジ算出セラルル利息
ノ額ノ合計額ニ相当スル部分
並各定期金ニ付同号ノ規定ニ
準ジ算出セラルル元本ノ額ノ
定期金ニ相当スル利息ニ依リ其ノ
合計額ガ法定利率ニ依リ其ノ
定期金ニ相当スル利息ヲ生ズ
ベキ元本額ヲ超ユルトキハ其
ノ超過額ニ相当スル部分

定期金債権ノ金額又ハ存続期間
ガ不確定ナルトキ亦同ジ

第三十一条乃至第三十二条削除
第二十二条に次の後段を加え
る。

第三十八条 破産手続参加ノ費用
ハ之ヲ破産債権トス
第四十六条を次のように改め
る。

第五十一条乃至第七十二条削除
二十條を「第十七條」に改め、同
條に次の一項を加える。

前項ノ財團債権ガ無利息債権又
ハ定期金債権ナルトキハ若シ破
産債権ナリトセバ第四十六條第
五号乃至第七号ノ規定ニ依リ他
ノ破産債権ニ後ルベキ部分ニ相
當スル金額ヲ控除シタルモノヲ
以テ其ノ額トス

第一百二條を次のように改める。
破産債権者ハ第四十六條ニ掲グ
ル請求権ニ付テハ議決権ヲ行フ
コトヲ得ズ

第一百八十二条に次の一項を加え
る。

第一百八十六条第一項中「裁判所
書記、執達吏」を「裁判所書記官、
執行吏」に改める。

第一百八十七条中「裁判所書記」を
「裁判所書記官」に改める。

第一百八十八條中「裁判所書記官、
執行吏」を「裁判所書記官、執行
吏」に改める。

第一百九十九條中「千円」を「十万
円」に改める。

第二十二条及第二十三条ノ規定
ハ破産債権者ノ債権ニ之ヲ準用
ス
依ル元利ノ合計額ガ債権額ト
ナルベキ計算ニ依リ算出セラ
ル利息ノ額ニ相当スル部分
リ期限ニ至ル迄ノ法定利率ニ
限ガ不確定ナル場合ニ於テハ
六 債権ガ無利息ニシテ其ノ期

易裁判所又ハ其ノ管轄内ノ市町村
ノ事務所」に改める。

第一百三十三条第一項中「又ハ產
業組合」を削り、「合名会社合資会
社又ハ株式合資会社」を「合名会社
又ハ合資会社」に、「相互保険会社」
を「相互会社」に改める。

第一百四十六条を次のように改め
る。

第一百四十九條第二項中「警察官
署」を「警察官又ハ警察吏員」に改
め。

第一百五十二条第一項中「警察官
署」を「警察官又ハ警察吏員」に改
め。

第一百四十九條第二項中「警察官
署」を「警察官又ハ警察吏員」に改
め。

第一百四十九條第二項中「裁判所
書記」を「裁判所書記官」に改め
る。

第一百四十九條第一項中「債権ノ
額ニ優先権」を「債権ノ額、優先権
及第四十六条ニ掲グル請求権ノ区
分」に改める。

第二百四十條第一項中「債権ノ
額ニ優先権」を「債権ノ額、優先権
及第四十六条ニ掲グル請求権ノ区
分」に改める。

第二百四十九條第一項中「債権ノ
額ニ優先権」を「債権ノ額、優先権
及第四十六条ニ掲グル請求権ノ区
分」に改める。

第二百八十二条から第二百二十四條
までを次のように改める。

第二百八十二条第一項中「優先
権アルトキハ其ノ区分」を加える。
「第二百二十九條中「裁判所書記」
を「裁判所書記官」に改め、同條第
一項第三号中「其ノ権利」の下に
「第二百六條ニ掲グル請求権ヲ
含ムトキハ其ノ区分」を加える。

第三百二十二条中「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

第三百五十三条第二項を次のよう改める。

前項ノ規定ハ破産手続ノ費用ヲ

償フニ足ルベキ金額ノ予納アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百五十八条第一項、第三百五十九條第一項及び第三百六十條中「一万元」を「百万円」に改める。

「第二編 復権」を「第三編 免責及復権」に改める。

第三百六十七条の前に次の章名及び二十條を加える。

第三百六十七条の前に次の章名及び二十條を加える。

第三百六十六条の前に次の章名及び二十條を加える。

第三百六十七条の前に次の章名及び二十條を加える。

ル事由ニ因リ第一項ノ規定ニ依

ル免責ノ申立ヲ為スコト能ハザ

リシ場合ニ於テハ其ノ事由ノ止

ミタル後一月内ニ限り免責ノ申

立ノ追完ヲ為スコトヲ得

第三百六十六條ノ三 破産者ハ免

責ノ申立ト同時ニ知レタル破産

債権者ノ氏名及住所並破産債権

ノ額及原因別除権アルトギハ

其ノ目的及其ノ行使ニ依リテ弁

済ヲ受クルコト能ハザル債権額

ヲ記載シタル債権者名簿ヲ提出

スルコトヲ要ス申立ト同時ニ提

出スルコト能ハザルトキハ爾後

逕轍ナク之ヲ提出スルコトヲ要

ス

第三百六十六條ノ四 免責ノ申立

アリタルトキハ裁判所ハ期日ヲ

定メテ破産者ヲ審訊スルコトヲ要

ス

第三百六十六條ノ五 免責ノ申立

アリタルトキハ裁判所ハ破産者

及異議申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要

ス

第三百六十六條ノ九 裁判所ハ左

ノ場合ニ限リ免責不許可ノ決定

ヲ為スコトヲ得

一 破産者ニ第三百七十四條、

二 破産者ニ第三百七十五條、第三百七十

七條又ハ第三百八十二條ノ罪

ニ該ルベキ行為アリト認ムルトキ

前項ノ規定ハ第一項ノ期日ノ変更並審訊ノ延期及統行ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ前二項ノ規定ニ依ル決定ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ七 破産者ガ破産宣告前一年内ニ破産ノ原因タル事實アルニ確定シ又ハ債権者集会ニ於テ強制和議ガ否決セラレタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百六十七條ノ規定ニ依ル破産廃止ノ申立ヲ為シタルトキハ其ノ棄却ノ決定ガ確定シタル後ニ非ザレバ免責ノ申立ヲ為スコトヲ得ズ

第三百六十六條ノ五 裁判所ハ産管財人ヲシテ免責不許可ノ事由ノ有無ニ付調査ヲ為サシメ前條ノ審訊期日ニ於テハ其ノ結果ヲ報告セシムルコトヲ得

第三百六十六條ノ十四 免責ノ決

第三百六十六條ノ六 裁判所ハ利害關係人ノ間簡便供述スル為免責ノ申立ニ關スル書類及前條ノ規定ニ依ル破産管財人ノ調査書類ヲ備へ置クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ七 檢察官、破産管財人又ハ免責ノ効力ヲ受クベキ破産債権者ハ第三百六十六條ノ四ノ審訊期日又ハ其ノ期日ニ於テ裁判所が定ムル一月以上ノ期間内ニ免責ノ申立ニ付裁判所ニ異議ヲ申立ツルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ破産者ハ同一ノ破産ニ付再び免責ノ申立ヲスコトヲ要セズ

第三百六十六條ノ十一 免責ノ決定ハ確定ノ後ニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ

第三百六十六條ノ十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手続ニ依ル配当ヲ除キ破産債権者ニ對スル債務ノ全部ニ付其ノ責任ヲ免ル但シ左ニ掲グル請求權ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三百六十六條ノ十三 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ裁決ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十四 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ裁決ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十五 詐欺破産者ノ義務ニ違反シタルトキハ之ニ免責決定権定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十六 裁判所ハ破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキハ之ニ免責決定権定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十七 裁判所ハ破産者ガ本法ニ定ムル破産者ノ義務ニ違反シタルトキハ之ニ免責決定権定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十八 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ裁決ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ十九 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ裁決ヲ為ス前破産者及申立人ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ガ破産者ノ保証人ハ其ノ棄却ノ決定ガ確定シタルトキハ之ニ免責取消決定権定ノ旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百六十六條ノ二十一 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十三 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十四 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十五 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十六 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十七 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十八 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ二十九 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十一 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十三 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十四 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十五 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十六 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十七 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十八 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ三十九 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十一 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十二 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十三 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十四 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十五 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十六 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十七 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十八 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ四十九 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ五十 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條ノ五十一 免責ヲ得タル破産者ハ破産手續ニ依ル配當ヲ除キ破産債権者ニ對シ債権者ニ對シ債権者ガ免責取消ノ手續ニ之ヲ準用ス

制和議によつて破産手続の終了した破産者も当然復権することとする等、破産法の他の規定に必要な改正を加えることにいたしました。

次に破産法改正要点の第一は、小破産の金額、破産犯罪に關する罰金の金額等の引上げであります。現在破産法に規定されておりますこれらの金額は、いずれも大正十一年に同法が制定されました當時から変更されていないのであります。今日におきましては、もはや実情に適しないものとなつておりますので、物価その他の経済事情の変動、他の法令の規定との均衡等を考慮して、これを五十倍から百倍までに引上げようとするものであります。

破産法改正要点の第三は、他の法令

の改廢に伴う法文の整理であります。すなはち裁判所法の制定または改正に伴い区裁判所が廢止され、裁判所書記及び執達吏の名称が変更される等他の法令の改廢があつたことに伴い、破産法における関係法文を整理する必要がありるので、このための改正をしておとすものであります。

次に和議法の改正要点について申しますと、その第一は罰則における罰金額の増額であり、その第二は破産法の改正在伴う法文の整理であります。これらにつきましてはあらためて説明をいたしません。

以上がこの法案の提案理由の大要であります。何とぞよろしく御審議のほどをお願いいたします。

○審部委員長 これにて両案についての提案理由の説明は終りました。なお

ことにいたしたいと思いますから、さう御了承願います。

それでは本日はこの程度にとどめます。

して、次回は来る十五日火曜日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時十一分散会

昭和二十六年五月十九日印刷

昭和二十六年五月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 印 刷 庁